(b)　当該手続は、この条約に規定する事項について苦情を申し立てる船員に対する迫害の問題の回避に資するため、当該船員が利用することができる手続について助言することができる乗船者であって、当該船員の要請がある場合には当該苦情の対象である事項に関する会合又は聴取に出席することもできるものを指名することを奨励すべきであること。

2　1に規定する協議の過程において討議される手続には、少なくとも次のことを含めるべきである。

(a)　苦情の申立ては、苦情を提出する船員の所属する部の長又は当該船員の上司に対して行うべきであること。

(b)　(a)に規定する船員の所属する部の長又は上司は、関係する問題の重大性に応じた所定の期間内に苦情を解決するよう努めるべきであること。

(c)　(a)に規定する船員の所属する部の長又は上司が当該船員の満足するように苦情を解決することができない場合には、当該船員は、当該苦情を船長に付託することができること。当該船長は、当該苦情を自ら直接取り扱うべきであること。

(d)　(a)に規定する船員は、いつでも、当該船員が乗船している船舶に乗船している他の船員であって自らが選択するものを補佐人又は代理人として立てる権利を有すべきであること。

(e)　全ての苦情及びそれらについての決定は、記録すべきであり、また、その記録の写しを関係する船員に提供すべきであること。

(f)　船舶において苦情を解決することができない場合には、当該苦情は、陸上の船舶所有者に付託すべきであること。当該船舶所有者は、必要に応じ関係する船員又はその代理として当該船員が指名する者と協議の上当該苦情を解決するため、適当な期限を与えられるべきであること。

(g)　いかなる場合においても、船員は、船長、船舶所有者及び権限のある機関に対して直接苦情を申し立てる権利を有すべきであること。

第5.1.6規則　海難

1　加盟国は、負傷又は死亡をもたらした重大な海難であって自国を旗国とする船舶に係るものについて公式の調査を行う。調査の最終報告は、原則として、公表する。

2　加盟国は、1に規定する重大な海難に関する調査を円滑にするために相互に協力する。

A5.1.6基準　海難

（規定なし）

B5.1.6指針　海難

（規定なし）

第5.2規則　寄港国の責任

目的　外国船舶におけるこの条約の基準の実施及び執行についての国際協力に関し、加盟国がこの条約に基づく自国の責任を果たすことができるようにすること。

第5.2.1規則　港における検査

1　予定の航路に従い又は運航上の理由により加盟国の港に寄港する全ての外国船舶は、船舶内における船員の労働条件及び生活条件に関するこの条約上の義務（船員の権利の保障を含む。）の遵守状況を検討するため、第五条4の規定に基づく検査の対象となることがある。

2　加盟国は、第5.1.3規則に基づき要求される海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書を、この条約上の義務（船員の権利の保障を含む。）が遵守されているものと推定する証拠として認容する。したがって、加盟国の港における検査は、規範に定める場合を除くほか、当該海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書の審査に限る。

3　港における検査は、規範の規定及び加盟国における寄港国による監督のための検査を規律する他の適用可能な国際的な取決めに従い、権限のある職員が行う。この検査は、検査される事項がこの条約の本文及び規則並びに規範A部に規定する関連する要件に適合していることの確認に限る。

4　この規則に従って行う検査は、関係する加盟国の港に入港する船舶における船員の労働条件及び生活条件がこの条約上の義務（船員の権利の保障を含む。）に従ったものであることを確保することに寄与するための実効的な寄港国による検査及び監視のための制度に立脚したものとする。

5　4に規定する制度（当該制度の実効性を評価するために用いる方法を含む。）に関する情報は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく加盟国の報告に含める。

A5.2.1基準　港における検査

1　検査を行うために乗船し、並びに必要な場合において海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書の提示を要求した権限のある職員が次のことを認める場合には、船舶における労働条件及び生活条件を確認するために一層詳細な検査を行うことができる。

(a)　要求された文書が作成されず、維持されておらず、若しくは偽って維持されていること又は作成された当該文書がこの条約によって要求される情報を含まず、若しくは他の理由により無効であること。

(b)　船舶における労働条件及び生活条件がこの条約上の義務に従ったものでないと信ずるに足りる明白な理由があること。

(c)　船舶がこの条約の遵守を回避する目的で旗を変更したと信ずるに足りる合理的な理由があること。

(d)　船舶における特定の労働条件又は生活条件がこの条約上の義務に従ったものでないことを申し立てる苦情があること。

この検査は、不備があると認められ、若しくは申し立てられた労働条件若しくは生活条件が船員の安全、健康若しくは保安に対して明白な危険をもたらし得るとき又はいずれかの不備がこの条約上の義務の重大な違反（船員の権利の重大な侵害を含む。）に当たると信ずるに足りる理由があると権限のある職員が認めるときは、いかなる場合にも行う。

2　1(a)から(c)までに規定する状況において、加盟国の港内の外国船舶において権限のある職員が一層詳細な検査を行う場合には、当該検査は、原則として、付録A五―Ⅲに掲げる事項を対象とする。

3　1(d)に規定する苦情の場合には、検査は、原則として、当該苦情の範囲内の事項に限る。もっとも、当該苦情又はその調査により、1(b)の規定に基づく詳細な検査のための明白な理由が提供されることもあり得る。1(d)の規定の適用上、「苦情」とは、船員、職業団体、協会、労働組合その他一般に船舶の安全について利害関係（船舶内における船員の安全又は健康に対する危険についての利害関係を含む。）を有する者から提供された情報をいう。

4　一層詳細な検査の後、船舶における労働条件及び生活条件がこの条約上の義務に従ったものでないと認められる場合には、権限のある職員は、直ちに当該検査で認められた不備につき、その是正をすべき期限を付して当該船舶の船長の注意を喚起する。権限のある職員が当該不備を重大であると認めるとき又は当該不備が3の規定に基づいて申し立てられた苦情に関係するときは、当該権限のある職員は、当該不備につき、当該検査が行われた加盟国の適当な船員団体及び船舶所有者団体の注意を喚起するものとし、並びに次のことを行うことができる。

(a)　旗国の代表者に通報すること。

(b)　関連する情報を次の寄港地の権限のある機関に提供すること。